

議 案 第 82 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築基準法の改正に伴い、既存不適格建築物に対する制限を適用除外とする大規模修繕等の認定手数料を整備するほか、所要の改正を行うため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれぞれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
事務の種類	手数料の名称	事務の種類	手数料の名称
(略)	(略)	(略)	金額
別表第4（第2条関係） 1～4（略） 5 建築許可等申請手数料	別表第4（第2条関係） 1～4（略） 5 建築許可等申請手数料	別表第4（第2条関係） 1～4（略） 5 建築許可等申請手数料	別表第4（第2条関係） 1～4（略） 5 建築許可等申請手数料
38の7 法第87条の3第7項の規定による用途を変更して一時的に使用する建築物の許可の申請に対する審査	38の7 法第87条の3第7項の規定による用途を変更して一時的に使用する建築物の許可の申請に対する審査	38の7 法第87条の3第7項の規定による用途を変更して一時的に使用する建築物の許可の申請に対する審査	敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査
			1件につき 28,000円

	<p>38の9 令第137条の12第7項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の様様替に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>料 道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は模様替に係る認定申請手数料</p>	<p>1件につき 28,000円</p>
<p>39 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定による建築物の移転に関する制限の申請に対する審査</p>	<p>39 令第137条の16第2号の規定による建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>6～8 (略)</p>			
<p>9 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料</p>			
<p>(略)</p>			
<p>備考</p>			
<p>(1) (略) (2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が、認定を求める低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準</p>			

	<p>39 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定による建築物の移転に関する制限の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	
<p>6～8 (略)</p>			
<p>9 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料</p>			
<p>(略)</p>			
<p>備考</p>			
<p>(1) (略) (2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が、認定を求める低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適</p>			

合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限る。）として、同法第53条の規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面

イ（略）

10（略）

11 建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定

事務の種類	区分		金額
	建物の用途	評価方法	
建築物のエネルギー消費性能の向上	非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上）	（略）	
12条第1項又は第13条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の申請に対する審査	12条第1項又は第13条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の申請に対する審査		

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額

建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請

に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限る。）として、同法第53条の規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面

イ（略）

10（略）

11 建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定

事務の種類	区分		金額
	建物の用途	評価方法	
建築物のエネルギー消費性能の向上	非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上）	（略）	
12条第1項又は第13条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の申請に対する審査	12条第1項又は第13条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の申請に対する審査		

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額

建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請

請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額
請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額
請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定

事務の種類	区分		金額
	建築物の用途	評価方法	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の申請に対する審査	住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の住宅部分を)	(略)	ア 適合証を添付して申請した場合 イ ア以外の場合

請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額
請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額
請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定

事務の種類	区分		金額
	建築物の用途	評価方法	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の申請に対する審査	住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の住宅部分を)	(略)	ア 適合証を添付して申請した場合 イ ア以外の場合

<p>いう。以下この項の表において同じ。)</p>	<p>(略)</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の向上に関する審査の項に掲げる区分する法律第36条の規定に 36条の規定に による建築物 エネルギー消費性能向上計画の認定の変更申請に対する審査</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の向上に関する審査の項に掲げる区分する法律第36条の規定に 36条の規定に による建築物 エネルギー消費性能向上計画の認定の変更申請に対する審査</p>
<p>備考 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項後段(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により同法第34条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表又は備考第4号若しくは第5号を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。 (2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。 ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</p>	<p>備考 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項後段(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により同法第34条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表又は備考第4号若しくは第5号を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。 (2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。 ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</p>
<p>いう。以下この項の表において同じ。)</p>	<p>(略)</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の向上に関する審査の項に掲げる区分する法律第36条の規定に 36条の規定に による建築物 エネルギー消費性能向上計画の認定の変更申請に対する審査</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の向上に関する審査の項に掲げる区分する法律第36条の規定に 36条の規定に による建築物 エネルギー消費性能向上計画の認定の変更申請に対する審査</p>
<p>備考 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項後段(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により同法第34条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表又は備考第4号若しくは第5号を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。 (2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。 ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</p>	<p>備考 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項後段(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により同法第34条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表又は備考第4号若しくは第5号を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。 (2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。 ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</p>

第35条第1項各号の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）として、認定の申請の前に申請者に交付した書面

イ（略）

(3)・(4)（略）

(3) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定

事務の種類	区分		金額	
	建物の用途	評価方法	床面積の合計	ア 適合証等を添付した場合 イ ア以外の場合
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	(略)			合

備考

(1) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）として、認定の申請の

第35条第1項各号の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）として、認定の申請の前に申請者に交付した書面

イ（略）

(3)・(4)（略）

(3) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定

事務の種類	区分		金額	
	建物の用途	評価方法	床面積の合計	ア 適合証等を添付した場合 イ ア以外の場合
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	(略)			合

備考

(1) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）として、認定の申請

前に申請者に交付した書面

イ 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合性判定通知書の写し及び法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（ウ及びエにおいて「検査済証」という。）の写し

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し

エ (略)

オ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4、等級5、等級6又は等級7（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示（平成28年消費者庁・国土交通省告示第1号）による改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4、等級5又は等級6）に適合している場合に限る。）の写し

(2) (略)

の前に申請者に交付した書面

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合性判定通知書の写し及び法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（ウ及びエにおいて「検査済証」という。）の写し

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し

エ (略)

オ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4、等級5、等級6又は等級7（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示（平成28年消費者庁・国土交通省告示第1号）による改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4、等級5又は等級6）に適合している場合に限る。）の写し

(2) (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。